

成年後見制度には **2つの制度** があります

まずは税理士にご相談ください!

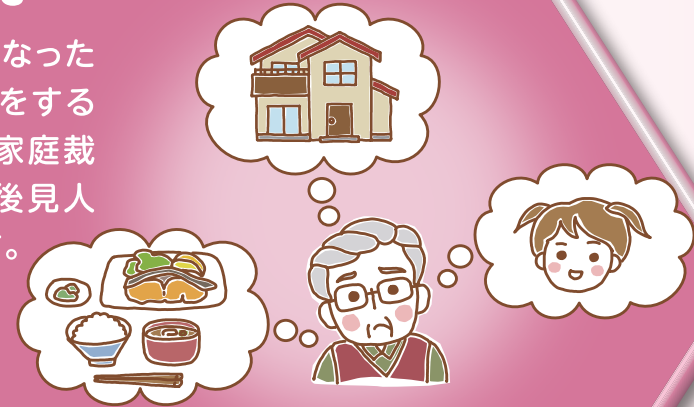
ご本人の
判断能力が衰えている場合

法定後見制度

家庭裁判所に申立てを

法定後見制度とは…

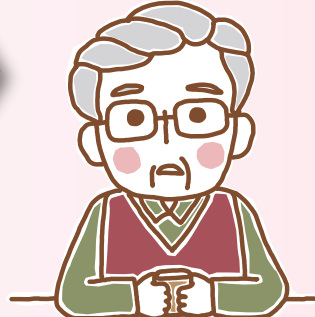
すでに判断能力が不十分になった方の法律面・生活面の支援をするために、本人や親族などが家庭裁判所に申立てをして、成年後見人等を選任してもらう制度です。



区分	本人の判断能力	援助者
補助	判断能力が不十分な方	補助人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
後見	判断能力が欠けている常況にある方	成年後見人

1

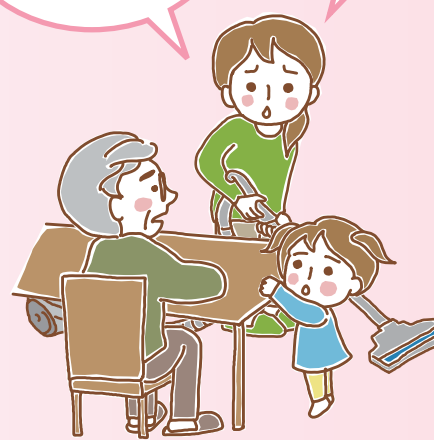
朝ごはんまだ?



2

このころもの忘れが多いなあ…

税理士さんに相談してみようかしら。



3

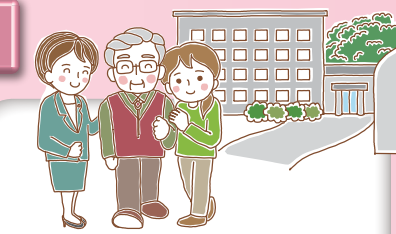
家庭裁判所に申立てをして、成年後見人を選任してもらいましょう

本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市町村長などが申立てをすることができます。

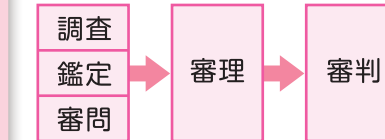
費用

- 申立手数料 (収入印紙) : 800円
 - 登記手数料 (収入印紙) : 2,600円
 - 通信費 : 実費
- そのほか鑑定費用などが必要です。

4



家庭裁判所



成年後見人・成年後見監督人等の選任

近畿税理士会は、家庭裁判所に成年後見人・成年後見監督人の推薦者名簿を提出しています。

5

おじいちゃんよかったね。



後見の開始

税理士は成年後見人等としてあなたの権利を守ります。
契約によって、後見が開始するまでの間も、常にあなたの身近で見守り続けます。

ご本人に
判断能力がある場合

任意後見制度

将来の不安に備えて契約を

任意後見制度とは…

本人の判断能力がある時に、あらかじめ信頼できる代理人を定めて、公正証書により契約をしておく制度です。

公正証書には、将来、判断能力が不十分になった場合、自分に代わって代理人に、次のようなことを支援してもらえるように定めておきます。

- ・預貯金や不動産など財産の管理
- ・自分の意思を尊重した遺産分割の実行
- ・介護・福祉・医療サービスの利用手続きなど



1

今は元気だけど将来が不安だわ…
そうだ!
税理士さんに相談しよう。



2

まずは、公正証書で任意後見の契約・登記をしましょう

家族や親しい友人などのほか、私たち税理士も代理人になることができます。

費用

- 公正証書作成の基本手数料 : 11,000円
 - 登記嘱託手数料 : 1,400円
 - 登記所に納付する印紙代 : 2,600円
 - 通信費 : 実費
- ※代理人には、契約で定めた報酬を支払う必要があります。

契約の内容を自由に決めることができ、登記をするので安心です。

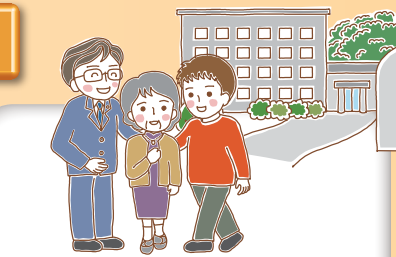


3

このころおばあちゃん少し様子がおかしいな。



4



家庭裁判所に申立てをして、任意後見監督人を選任してもらいましょう

費用

- 申立手数料 (収入印紙) : 800円
- 登記手数料 (収入印紙) : 1,400円
- 通信費 : 実費

5

おばあちゃん安心してね



後見の開始